

知的財産権税関保護における総担保の受付 について税関総署公告 2006 年第 31 号

2006 年 5 月 30 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

知的財産権税関保護における総担保の受付について税関総署公告 2006 年第 31 号

(2006 年 5 月 30 日 発 布)

「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」(以下は「条例」と略称)第十四条と「中華人民共和国税関の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法」(以下は「実施弁法」と略称)第二十二條の規定により、知的財産権権利者が法に基づき税関に総担保を提供することができる。「実施弁法」の關係規定を徹底し、知的財産権権利者が税関に知的財産権保護措置を請求する際の便宜を図るために、ここに知的財産権税関保護の総担保に係る事項を以下のように公告する。

一 知的財産権権利者が所定の期間において、「条例」第十六條の規定により税関に対して、税関総署で登録済みのその商標専用権を侵害した輸出入の貨物(以下は「侵害疑義貨物」と略称)について複数の差し押さえの請求を提出したものは、税関総署に知的財産権税関保護の総担保(以下は「総担保」と略称)の提供を請求することができる。

二 知的財産権権利者が総担保の提供を請求する場合、税関総署に書面による申請を提出し、かつ以下の書類を付するものとする。

(一) 中国大陸部における金融業務の資格を有する銀行(以下は「保証人」と総称)が発行した、知的財産権権利者の総担保の申請に連帯責任を引き受ける旨の総担保保証書(書式は付屬書類 2 を参照)

(二) 知的財産権権利者が前年度に税関に侵害疑義貨物の差し押さえを申請した後に生じた倉庫・処理の費用の明細書(書式は付屬書類 3 を参照)

三 総担保の保証額は、知的財産権権利者が前年度に税関に侵害疑義貨物の差し押さえを申請した後に生じた倉庫・処理の費用(以下は「倉庫・処理費用」と略称)の合計に相当するものとする。知的財産権権利者が前年度に税関に侵害疑義貨物の差し押さえを申請してない、又は倉庫・処理費用が 20 万人民元を満たさない場合は、総担保の補償額は 20 万人民元とする。

総担保保証書の有効期間は保証人の発行した日から次年度の 6 月 30 日までとする。

四 税関総署がその総担保の利用を認可した日から同年の 12 月 31 日までの期間において、知的財産権権利者が税関に侵害疑義貨物の差し押さえを申請する場合、税関に再び担保を提供する必要はない。ただし、これに係る倉庫・処理の費用は知的財産権権利者が「実施弁法」第三十一條の規定により支払うものとする。不当な申請で荷受人又は荷送人に損失が生じた場合は、知的財産権権利者が自ら民事賠償責任を負うものとする。

五 以下に掲げる各号の一に該当するものは、税関総署が保証人に対して、10 の営業日以内に關連税関に保証額以下の金額を支払う旨を書面により通知することができる。

(一) 知的財産権権利者が、税関の書面による倉庫・処置費用の支払い通知の送達日から 10 の営業日以内に、「実施弁法」第三十一條の規定に基づいて關係費用を支払わなかったもの。

(二) 知的財産権権利者が「条例」第二十九條の規定する賠償責任を履行せず、かつ人民法院が総担保保証書の有効期間に税関に対して判決の執行について協力を求めたもの。

税関総署が保証人に対して、担保責任の履行を求める旨の通知を出した日から、知的財産権権利者が税関に侵害疑義貨物の差し押さえを申請する場合、同時に税関に担保を提供するものとする。

六 この公告は2006年7月1日から施行する。

ここに公告する。

付属書類：1. 知的財産権税関保護総担保申請書（書式）
2. 総担保保証書（書式）
3. 倉庫処理費用明細書（書式）